

## 計量法についてのアンケート結果

「計量法」という法律をご存知でしょうか？

「計量法」とは、ものごとが正しく計量されるよう確保するとともに、計量単位や計量器に関する規則を定めている法律です。

現在の計量法が平成 5 年 11 月 1 日に改正施行されたのを記念し、経済産業省では 11 月 1 日を「計量記念日」、11 月を「計量強調月間」と定め、適正計量の普及および計量に対する意識の高揚に努めることとしています。

滋賀県でも、日頃から「計量法」の普及啓発や各種計量器の検査などを行っています。

今回は「計量法」がどれくらい皆様に知られているのか調査し、今後の普及啓発活動の参考とするためにアンケートを実施しました。

★調査時期：2019 年 11 月

★対象者：県政モニター 399 人

★回答数：341 人（回収率 85.5%）

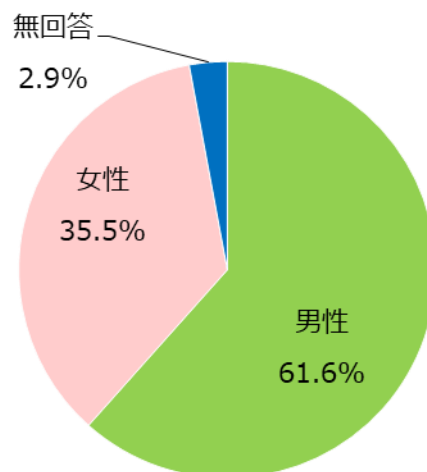
★担当課：滋賀県計量検定所

（※四捨五入により割合の合計が 100.0%にならない場合があります。）

【属性】

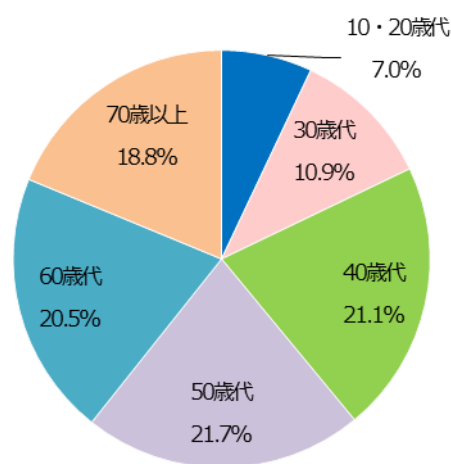
◆性別

| 項目  | 人数 (人) | 割合 (%) |
|-----|--------|--------|
| 男性  | 210    | 61.6   |
| 女性  | 121    | 35.5   |
| 無回答 | 10     | 2.9    |
| 合計  | 341    | 100.0  |



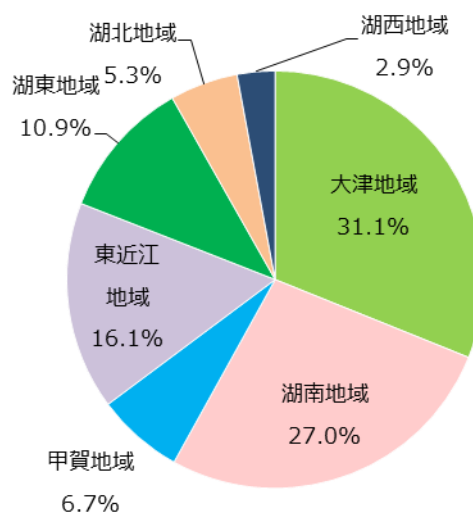
◆年代

| 項目       | 人数 (人) | 割合 (%) |
|----------|--------|--------|
| 10・20 歳代 | 24     | 7.0    |
| 30 歳代    | 37     | 10.9   |
| 40 歳代    | 72     | 21.1   |
| 50 歳代    | 74     | 21.7   |
| 60 歳代    | 70     | 20.5   |
| 70 歳以上   | 64     | 18.8   |
| 合計       | 341    | 100.0  |



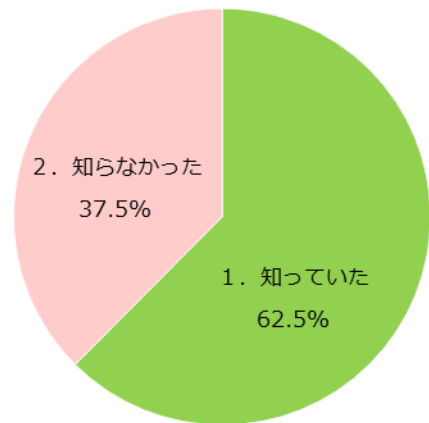
◆地域

| 項目    | 人数 (人) | 割合 (%) |
|-------|--------|--------|
| 大津地域  | 106    | 31.1   |
| 湖南地域  | 92     | 27.0   |
| 甲賀地域  | 23     | 6.7    |
| 東近江地域 | 55     | 16.1   |
| 湖東地域  | 37     | 10.9   |
| 湖北地域  | 18     | 5.3    |
| 湖西地域  | 10     | 2.9    |
| 合計    | 341    | 100.0  |



問1 「計量法」という法律を知っていますか。(回答チェックは1つだけ。 n=341)

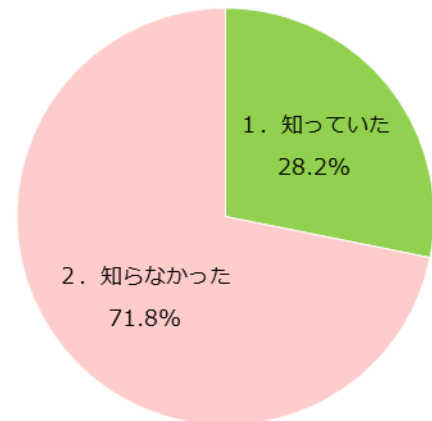
| 項目        | 人数(人) | 割合(%) |
|-----------|-------|-------|
| 1. 知っていた  | 213   | 62.5  |
| 2. 知らなかった | 128   | 37.5  |
| 合計        | 341   | 100.0 |



問2 11月1日は「計量記念日」、11月を「計量強調月間」と定められていることを知っていますか。

(回答チェックは1つだけ。 n=341)

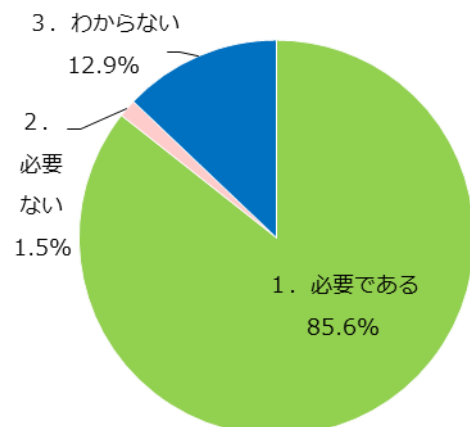
| 項目        | 人数(人) | 割合(%) |
|-----------|-------|-------|
| 1. 知っていた  | 96    | 28.2  |
| 2. 知らなかった | 245   | 71.8  |
| 合計        | 341   | 100.0 |



問3 あなたは、社会に「正しい計量」が必要だと思いますか。

(回答チェックは1つだけ。 n=341)

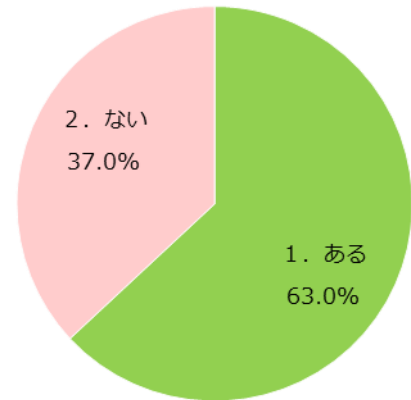
| 項目       | 人数(人) | 割合(%) |
|----------|-------|-------|
| 1. 必要である | 292   | 85.6  |
| 2. 必要ない  | 5     | 1.5   |
| 3. わからない | 44    | 12.9  |
| 合計       | 341   | 100.0 |



問4 あなたの身の回りでは、日々いろいろな場面で製品や材料などの大きさ、重さ、量などが計量されています。(例えば、肉の量り売りやガソリンスタンドでの給油など)

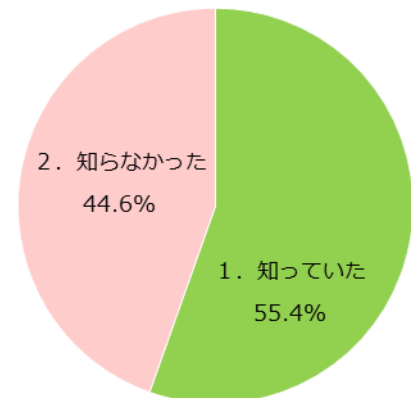
これらの数値や計量器そのものの信頼性について、意識したことがありますか。(回答チェックは1つだけ。n=341)

| 項目    | 人数(人) | 割合(%)  |
|-------|-------|--------|
| 1. ある | 215   | 63.0%  |
| 2. ない | 126   | 37.0%  |
| 総計    | 341   | 100.0% |



問5 量り売りや貴金属の買取など、「取引」や「証明」に使用する計量器は、行政や製造メーカーなどが行う「検定」という検査に合格した証である「検定証印」や「基準適合証印」が付されているものしか使用できないことを知っていますか。(回答チェックは1つだけ。n=341)

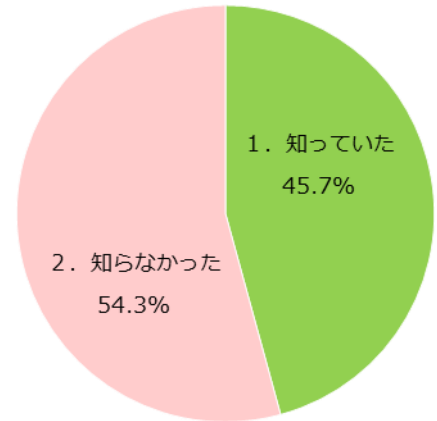
| 項目        | 人数(人) | 割合(%)  |
|-----------|-------|--------|
| 1. 知っていた  | 189   | 55.4%  |
| 2. 知らなかった | 152   | 44.6%  |
| 総計        | 341   | 100.0% |



問6 「取引」や「証明」に使用するはかり（質量計）は「検定証印」や「基準適合証印」が付されたものを使うほか、そのはかりの使用者は計量法で定められた行政が実施する2年に1度の「定期検査」を受検する義務があることを知っていますか。

（回答チェックは1つだけ。n=341）

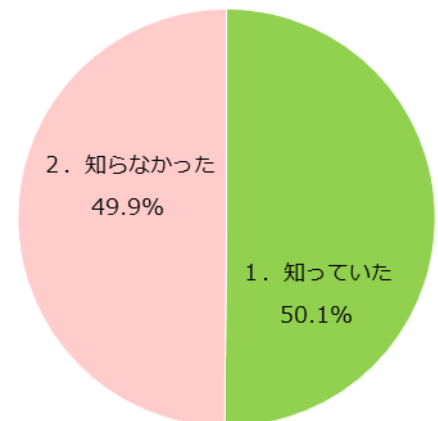
| 項目        | 人数（人） | 割合（%）  |
|-----------|-------|--------|
| 1. 知っていた  | 156   | 45.7%  |
| 2. 知らなかった | 185   | 54.3%  |
| 総計        | 341   | 100.0% |



問7 「電気・水道・ガスメーター」や「燃料油給油メーター」、「タクシメーター」などの計量器には計量法で定める「有効期間」があり、有効期間を経過したメーターは料金徴収などに使用できないことを知っていますか。

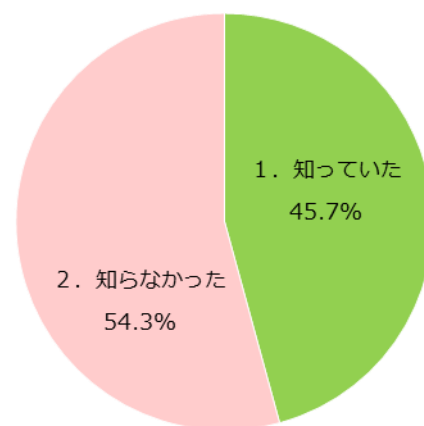
（回答チェックは1つだけ。n=341）

| 項目        | 人数（人） | 割合（%）  |
|-----------|-------|--------|
| 1. 知っていた  | 171   | 50.1%  |
| 2. 知らなかった | 170   | 49.9%  |
| 総計        | 341   | 100.0% |



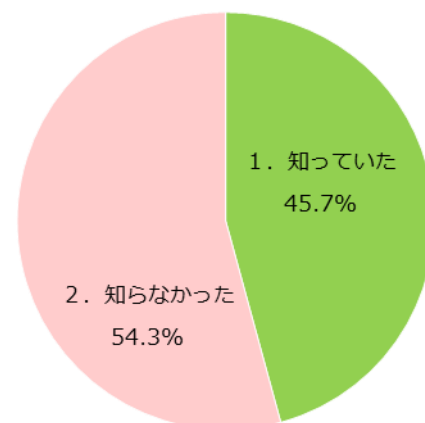
問8 市販されている商品のうち米や肉、野菜などは計量法において特定商品に指定されており、その内容量を正しく表記しなければならないこと、また計量法で定める誤差の範囲に収めなければならないことを知っていますか。  
(回答チェックは1つだけ。n=341)

| 項目        | 人数(人) | 割合(%)  |
|-----------|-------|--------|
| 1. 知っていた  | 156   | 45.7%  |
| 2. 知らなかった | 185   | 54.3%  |
| 総計        | 341   | 100.0% |



問9 スーパーなどで市販されている米の内容量は、計量法で定める質量の法定計量単位である「g」や「kg」で表記しなければならないことを知っていますか。(回答チェックは1つだけ。n=341)

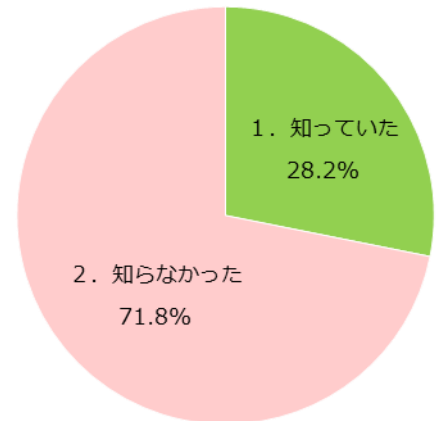
| 項目        | 人数(人) | 割合(%)  |
|-----------|-------|--------|
| 1. 知っていた  | 156   | 45.7%  |
| 2. 知らなかった | 185   | 54.3%  |
| 総計        | 341   | 100.0% |



問 10 適正な計量に向けて普及啓発や立入検査などを行っている「滋賀県計量検定所」という県の機関を知っていますか。

(回答チェックは1つだけ。n=341)

| 項 目       | 人数 (人) | 割合 (%) |
|-----------|--------|--------|
| 1. 知っていた  | 96     | 28.2%  |
| 2. 知らなかった | 245    | 71.8%  |
| 総計        | 341    | 100.0% |



問 11 その他、計量法について御意見がありましたらお聞かせください。(抜粋)

- 食品やガソリン等、日常において計り売りをしているものはたくさんあります。その公正な取引が、計量法によって守られているのだと改めて知りました。
- 地味ですが、重要な法規だと思います。
- 社会秩序を保つために重要な施策と思うので、しっかり実施してほしい。
- 知っていても損ではないし、何で学校で教えないか不思議。
- 空気のような存在。守られていて当たり前のような感覚。でもこれは法に基づく検定や有効期間や定期的な検査等のおかげであることは認識している。そういえばつい最近、水道のメーターが有効期限に近づいたとの事で、交換工事がなされたばかり。
- 身近なもののすべてが計量法に関係していることを改めて知った。今後も注目していきたい。
- 計量されて数字で表された物というのは絶対正確だという思いこみがあり、それに関わる器機についての信頼性については全く考えたこともありませんでした。暮らしに関わるものの計量について、大前提となる器機の検査がしっかり行われていることを知り、勉強になりました。
- 消費者の不利益にならないような制度があることを知り、参考になった。
- 法律が有っても、全ての事業場で実施されているか疑問の所が有る。
- 一般の方には計量法のことを理解し、商品が正しく計量されているかについて関心を持つことも必要だと思う。